平成２３年（フ）第９２５号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目13番７―202号
債務者　佐藤　準司
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３９号
札幌市中央区北７条西20丁目１番22号　村山荘１号
債務者　江谷　岩男
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨岡　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９号
石川県加賀市山代温泉カ111番地　第２コーポ北出102号室、従前の住所石川県加賀市七日市町ルの55番地の15
債務者　織田　達也
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第９１３号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番35号
債務者　溝手　健二
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿野　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０２号
北海道岩見沢市かえで町７丁目２番10―302号　道営住宅10号棟302号
債務者　毛利　一人
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常谷　麻子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１０３号
北海道岩見沢市かえで町７丁目２番10―302号　道営住宅10号棟302号
債務者　毛利　憲子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常谷　麻子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１６５８号
埼玉県桶川市朝日２丁目29番２号　朝日第５コーポ105号
債務者　小林　末惠
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
山口県萩市大字山田4758番地４
債務者　嶋本　治子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２３２号
山形市蔵王成沢678番地２
債務者　山村　能成
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８３３号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目34番13号
債務者　高杉　俊男
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池澤　　聰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８３４号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目34番13号
債務者　高杉美智代
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池澤　　聰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４８号
富山市犬島３丁目７番６号
債務者　小杉　佳之
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　光信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
北海道苫小牧市見山町４丁目10番４号　ナイスフラット202
債務者　岡村　悦子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　祐輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４３号
北海道登別市新生町４丁目22番地７、前住所北海道登別市新生町２丁目18番地４　新生団地１―405
債務者　長尾ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
山形県天童市老野森２丁目８番25号　グランドメゾンＣ棟101号
債務者　吉田塗装こと　吉田　成也
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
山形市大字沼木2408番地２、申立時の住所山形市十日町２丁目２番32―204号　ファミール十日町
債務者　高野　　哲（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
山形県天童市五日町２丁目１番15号
債務者　阿部　貞之
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所民事部